

第175回法制審議会における諮問第101号に関する御発言の概要

（小杉礼子委員）

若い女性の非正規雇用化や貧困化といったテーマを研究してきたが、貧困化する女性の場合、家族の役割がマイナスに働いており、その中に性虐待の例もある。そういったことを考えると、今回の諮問の方向性は、大変必要なことであり、賛成である。特に、関係性に着目したことは重要である。

また、「性犯罪の罰則に関する検討会」の取りまとめ報告書において、性的自由に対する罪というだけでなく、それ以上に、人格や尊厳を著しく侵害するということに着目し、この犯罪がそういう性質の犯罪であるということを指摘されていたのは、そのとおりだと思う。

公訴時効の撤廃又は停止については見送られたようであるが、小さい頃に被害に遭った方が、はっきり被害を認識できないまま自尊感情を失っていくことがあることを考えると、やはり、何らかの支援が必要である。検討会においては、別の支援が妥当とされているが、それがしっかり本人に届くようにするにはどうしたらいいか、政府として考えていただきたい。

基本的には、諮問の方向は非常に支持している。

（引頭麻美委員）

明治40年の刑法制定以来、強姦罪の加害者は男性であり被害者が女性であったが、今回はそれを改正すると伺った。非常に正しい方向だと思っている。今までは、女性の性の保護ということだったと思うが、今回は、むしろ男女の差をなくして、等しく人として捉えていくという方向性が打ち出されたと考えており、大変重要だと思っている。

性犯罪というのは、物理的な侵害もさることながら、人間の尊厳の根幹にも関わることであり、被害者にとって被害を受けた後の精神的なダメージも大変大きいと理解している。

いろいろな性犯罪の類型もあるということだが、一般の人からみると理解しにくいような法になっているのではないかと思う。今回の改正においては、できるだけ、一般の方々から見ても分かりやすいように、納得がいくようなものにしていただきたい。

（佐久間総一郎委員）

今回の諮問は適切な内容であると思う。反省としては、もっと早くこのような諮問ができなかったのかという気がする。その意味で、今後は、速やかな立法に向けての作業がされるべきだと期待している。

（大塚浩之委員）

全体的には賛成である。非親告罪化については、加害者のいわゆる逃げ得を許さないという観点からも、方向性としては賛成である。もっとも、非親告罪化に伴って、被害者の意思にかかわらず事件化されることが可能になるが、そうなった場合に被害者の心情にどのように配慮するかが大事になってくるのではないかと思う。加えて、捜査・公判の過程で事件の内容がつまびらかにされることによって被害者が更に傷付くといった二次被害への対応・配慮をどのようにするかが大事になってくると思う。

（高山靖子委員）

大多数の被害が届け出られず潜在化している中で、加害者が処罰されずに犯罪が繰り返されているという実態に対して、非親告罪化することによって、厳正な対処及び被害者保護を図るとするのは、有意義な方向だと思う。

ただし、非親告罪化するからには、被害者のプライバシーの保護を何よりも配慮してもらいたい。性犯罪の罰則に関する検討会の報告書では、新たな制度的な担保は不要とされているが、例えば、被害者が積極的に処罰を希望しないという意思を明確にした場合には訴追しないとするような仕組みについても、再考していただけないかと思っている。また、警察、検察、裁判所といったプロセスの中で、被害者に配慮される仕組み等についても検討していただきたいと考えている。

（山根香織委員）

性犯罪の悪質性とか重大性の理解が進んだものとして、諮問には賛成である。「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書の「終わりに」にもあるとおり、被害者の二次被害の防止のための施策や再犯防止のための施策は、必ず充実が強く求められると思う。

また、同検討会の取りまとめに御協力頂いた方々、特に被害者御本人や支援者の方々は、大変な御苦勞や御努力があったと思うので、心から敬意を表したい。